

職員行動規範

この「職員行動規範」は、株式会社 Faro 職員が業務に従事するにあたり従うべき行動を示したものである。業務の遂行にあたっては、利用者はもとより、ご家族・関係機関・団体・行政から信頼されるように、職員一人ひとりが自覚と責任をもって行動しなければならない。

【利用者に対する倫理責任】

利用者との 関係	職員は、利用者との専門的援助関係についてあらかじめ利用者に説明しなければならない。
	職員は、利用者と私的な関係になってはならない。
	職員は、いかなる理由があっても利用者およびその関係者との性的接触・行動をしてはならない。
	職員は、自分の個人的・宗教的・政治的理由のため、または個人の利益のために、不当に専門的援助関係を利用してはならない。
	職員は、利用者との専門的援助関係とともにパートナーシップを尊重しなければならない。
	職員は、利用者とは対等・平等の立場であることを念頭に支援を行わなければならない。
	職員は、利用者に対しては「さん」を呼称として用います。
利用者利益 の最優先	職員は、専門職の立場を私的なことに使用してはならない。
	職員は、利用者から物品や金銭を受け取ってはならない。
受容	職員は、利用者に关心を寄せ、利用者の立場を認め、利用者の情緒安定を図らなければならない。
	職員は、利用者を非難し、審判することがあってはならない。
	職員は、利用者の意思表出を励まし、支えなければならない。
説明責任	職員は、利用者の側に立ったサービスを行う立場にあることを伝えなければならない。
	職員は、専門職上の義務と利用者の権利を説明し明らかにした上で援助をしなければならない。
	職員は、利用者が必要な情報を十分に理解し、納得していることを確認しなければならない。
自己決定の 尊重	職員は、利用者が自分の目標を定めることを支援しなければならない。
	職員は、利用者が選択の幅を広げるために十分な情報を提供しなければならない。
	職員は、全ての目標設定を行う場合は、利用者の同意を得なければならない。
利用者の意 思決定能力 への対応	職員は、利用者の意思決定能力の状態に応じ、利用者のアドボカシーに努め、エンパワメントを支 援しなければならない。
	職員は、自分の価値観や援助観を利用者に押しつけてはならない。
	職員は、常に自らの業務がパターナリズムに陥らないように、自己点検に努めなければならない。
プライバシ ーの尊重	職員は、利用者のエンパワメントに必要な社会資源を適切に活用しなければならない。
	職員は、利用者が自らのプライバシー権を自覚するように働きかけなければならない。
	職員は、利用者の個人情報を収集する場合、利用者の了解を得なければならない。
秘密の保持	職員は、支援を行う上で必要な場合を除き、利用者の家庭問題には立ち入りません。
	職員は、業務の遂行にあたり、必要以上の情報収集をしてはならない。
	職員は、利用者の秘密に関して、敏感かつ慎重でなければならない。
	職員は、業務を離れた日常生活においても、利用者の秘密を保持しなければならない。
記録の開示	職員は、記録保持と廃棄について、他者の目に触れないよう配慮しなければならない。
	職員は、利用者の記録を開示する場合、必ず本人の了解を得なければならない。
	職員は、利用者支援の目的のためにのみ、個人情報を利用しなければならない。
あらゆる差 別、ハラス メント、虐待 の禁止	職員は、利用者が記録の閲覧を希望した場合、特別な理由なくそれを拒んではならない。
	職員は、利用者に対して差別やハラスメント、虐待を行ってはならない。
	職員は、利用者に対して身体的・性的・心理的・人格的・経済的損害・苦痛を与えてはならない。
	職員は、利用者が暴力やハラスメント・虐待の対象となっている場合、すみやかに発見できるよう心 掛けなければならない。
	職員は、差別やハラスメント、虐待に対する正しい知識を得るよう学ばなければならない

【実践現場における倫理責任】

最良の支援を行う責務	職員は、専門職としての使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を深め、理論と実務に精通するよう努めなければならない。
	職員は、専門職としての自律性と責任感を完遂できるよう、自らの専門的力量の向上を図らなければならない。
	職員は、医療介護福祉を取り巻く分野の法律や制度等に関する知識の集積に努め、その力量を発揮しなければならない。
連携・協働	職員は、所属する部門での意思疎通が円滑になされるように、積極的に働きかけなければならない。
	職員は、他機関の専門職と連携し協働するために、連絡・調整の役割を果たさなければならない。
業務改善の推進	職員は、利用者・ご家族・その他の支援者の声に耳を傾け、苦情の対応にあたり、業務の改善を通して再発防止に努めなければならない。
	職員は、常に自己点検と評価を行わなければならない。

【専門職としての倫理責任】

信用失墜行為の禁止	職員は、専門職としての自覚と誇りを持ち、社会的信用を高めるよう行動しなければならない。
	職員は、あらゆる社会的不正行為に関わってはならない。
社会的信用の保持	職員は、専門職業の社会的信用を損なうような行為があつた場合、行為の内容やその原因を明らかにし、その対策を講じるよう努めなければならない。
	職員は、信用失墜行為がないように互いに協力し、チェック機能を果たせるよう連携を進めなければならない。
専門性の向上	職員は、研修・情報交換・会議などの機会を活かして、常に自己研鑽に努めなければならない。
	職員は、自己の専門分野や関連する領域に関する情報を収集するよう努めなければならない。
	職員は、社会的に有用な情報を共有し合い、互いの専門性向上に努めなければならない。
調査・研究	職員は、社会福祉・看護に関する調査研究を行い、結果を公表する場合、その目的を明らかにし、利用者の不利益にならないよう最大限の配慮をしなければならない。
	職員は、事例研究にケースを提供する場合、人物を特定できないよう配慮し、その関係者に対して事前に承認を得なければならない。

【社会に対する倫理責任】

ソーシャルインクルージョン	職員は、特に不利益な立場にあり、抑圧されている利用者が、選択と決定の機会を行使できるように働きかけなければならない。
	職員は、利用者が社会の政策・制度の形成に参加することを積極的に支援しなければならない。
	職員は、利用者のニーズを社会全体と地域社会に伝達しなければならない。
社会への働きかけ	職員は、利用者が望む福祉サービスを適切に受けられるように権利を擁護し、代弁活動を行わなければならない。
	職員は、社会福祉実践に及ぼす社会政策や福祉計画の影響を認識し、地域福祉の増進に積極的に参加しなければならない。
	職員は、社会における意思決定に際して、利用者の意思と参加が促されるよう支えなければならない。

附則

1.令和7年11月21日 施行